### 1 新規制度等

#### スーパー中枢港湾プロジェクトの推進

スーパー中枢港湾における次世代高規格コンテナターミナルの形成を支援するため、以下の新規制度を 創設する。

- ・広域港湾内の物流円滑化に資する「共同デポ」の整備に対する補助制度(非公共)
- ・24時間フルオープン支援施設の整備に対する補助制度(非公共)
- ・民間ターミナルオペレーターによる荷さばき施設等の整備に対する無利子貸付制度・税制特例措置等(14~15頁参照)

#### 産業関連制度の見直し

船舶の大型化や施設の陳腐化、埋没等の進行に対して、産業関連航路の機能回復・拡充を進め、もって、地域 産業の競争力の向上を支援するため、水深ごとに規定されているエネルギー・鉄鋼港湾制度を約30年ぶりに 改正し、受益者負担を軽減する。(19頁参照)

#### 港整備交付金(仮称)の創設

地域再生を支援するため、地方公共団体が策定する地方港湾・第一種漁港の施設整備をパッケージ化した計画に対して、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「港整備交付金(仮称)」を創設する。[各省連携交付金として内閣府に一括計上](30頁参照)

#### 港湾における静脈物流拠点形成支援制度の創設

静脈物流のコストを低減させるため、リサイクルポートにおいて、民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設に対して補助を行う。(非公共)(24頁参照)

#### FAL条約に対応した港湾EDIの改良

FAL条約の批准等に対応した港湾EDIシステムの改良を直轄事業で行う。(17頁参照)

#### 港湾施設改良費統合補助の拡充

港湾環境整備事業費補助による緑地整備のうち小規模なものを、港湾施設改良費統合補助の補助対象に 追加する。(30頁参照)

#### 港湾環境整備事業費補助(緑地整備)に係る採択基準の見直し

港湾環境整備事業費補助について、重要港湾(特定重要港湾を除く)及び地方港湾に係る緑地整備の補助採択基準の下限を5,000m²から10,000m²へ引き上げる。(30頁参照)

#### 港湾施設改良費統合補助に係る採択基準の見直し

港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限を5千万円から7千万円へ引き上げる。但し、統合を行った市町村管理港湾については、補助採択基準の下限を平成19年度までのあいだ据え置く。(29頁参照)

# 2 新規着工事業

事業名 [事業主体]		便益( B )		費用(С)		その他指標	参照
		総便益(億円)	便益の主な根拠	(億円)	B/C	による評価	ページ
名古屋港(飛島ふ頭南地区) 国際海上コンテナターミナル 整備事業[中部地方整備局]	376	3,166	輸送コスト削減 (平成22年度予測取扱 貨物量:32万TEU)	373	8.5	CO2等の削減	15頁
大阪港(北港南地区) 国際海上コンテナターミナル 整備事業[近畿地方整備局]	458	2,232	輸送コスト削減 (平成21年度予測取扱 貨物量:35万TEU)	410	5.4	CO <sub>2</sub> 等の削減	15頁
常陸那珂港(中央ふ頭地区) 複合一貫輸送ターミナル 整備事業[関東地方整備局]	51	114	輸送コスト削減 ( 平成21年度予測取扱 貨物量:100万トン)	46	2.5	CO <sub>2</sub> 等の削減	20頁
福山港(本航路地区) 航路整備事業 [中国地方整備局]	104	259	輸送コスト削減 (平成21年度予測大型 船航行隻数:約140隻)	93	2.8	船舶航行安全 性の向上	19頁
高松港(朝日地区) 多目的国際ターミナル整備 事業 [四国地方整備局]	88	228	輸送コスト削減 ( 平成22年度予測取扱 貨物量:28万トン)	79	2.9	CO <sub>2</sub> 等の削減	18頁

## . 税制改正

事項	税制改正大綱内容
1. スーパー中枢港湾に 指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて 整備される荷さばき施設等に係る特例措置 <新規>	れる荷さばき施設等に係る以下の特例措置を講じる。 ・固定資産税:課税標準1/2 ・都市計画税:課税標準1/2
2. PFI法に基づき実施 される公共荷さばき施 設等の整備に係る特例 措置 < 延長>	限を延長する。
3. 廃油処理施設の油水 分離装置等に係る特例 措置 < 延長>	